

第14回長崎家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成22年9月27日（月）午後1時30分から午後3時45分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順，敬称略）

太田由紀，谷 敏行，迫 光夫，前田きみ子，向原源一郎，室井和弘，山本喜代治，吉田京子

(2) 事務担当者

伏見裁判官，吉野事務局長，藤澤首席家裁調査官，立川首席書記官，大森次席家裁調査官，栗村訟廷管理官，三井総務課長（庶務）

4 議事

(1) 開会

(2) 長崎家庭裁判所委員会委員長あいさつ

(3) 新任委員あいさつ，自己紹介（吉田京子委員）

(4) 協議（少年法改正の経緯等について－犯罪被害者配慮制度を中心に－）

ア 少年法改正の経緯等について

大森次席家裁調査官及び栗村訟廷管理官がパワーポイントを用いて少年法の改正の経緯及び少年犯罪の被害者への配慮制度について説明した。

イ 少年審判廷の見学

出席した家裁委員は，長崎家裁の少年審判廷を実地見学した。その際に審判廷の構造や席の配置等について栗村訟廷管理官から説明がなされた。

ウ 意見交換

制度説明及び審判廷の見学を踏まえて，委員等で行った意見交換の内容は別紙第1記載のとおり

(5) 長崎家裁からの連絡事項

ア 成年後見制度フォーラム実施後の関係機関との状況

事務担当者（総務課長）から、フォーラムの際に参加者から提出していただいたアンケートの集約結果及びフォーラム全般を記録したDVDディスクを関係機関（リーガルサポート長崎支部、長崎県弁護士会、長崎市福祉部高齢者すこやか支援課及び長崎県社会福祉士会）に交付したこと。各関係機関が実施する研修会や行事の際に、裁判所に対して成年後見制度に関する手続説明等を依頼していただければ、できる限り協力をしたい旨を説明したことを報告した。

イ フォーラム実施後の成年後見制度の手続運用の状況

事務担当者（立川首席書記官）から、フォーラム実施後の長崎家裁における成年後見制度の運用状況について、申立セットを作成して、利用者の申立時の負担を軽減していること、後見人に選任された方へのフォローとして後見人に関するQ&Aを作成して交付していること、関係機関との連携の場として、例年家事関係機関との連絡協議会を開催して、情報交換や問題点等に関する共通認識を持つ場としていることを説明した。

(6) 次回の予定

ア テーマ

本委員会の場合では、次回テーマ案が示されなかったため、裁判所から、後日、テーマ案を各委員に送付し、追ってテーマを確定させることとした。

イ 日程

平成23年2月7日(月) 午後1時30分から

ウ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(7) 閉会

(別紙第1)

(以下、発言者は、◎：委員長，○：委員，□：事務担当で略記する。)

- ◎ 先ほどの改正少年法の制度説明，あるいはただいま見学された少年審判廷を見られて，何か御意見や御質問はございますか。
- 非行を犯した少年について，例えば中学生が非行をした場合などは，調査官はどの程度まで調査をするのか。
- 少年の生い立ちや生まれた直後の状況から調査することもある。施設に保護されていたとか，小学校に聞くこともある。もちろん在籍する中学校にも中学時代の状況を照会している。
- その少年が再犯であるとかいうことを確認するのか
- 少年の非行に関する記録は社会記録として保管されている。

審判傍聴制度が成人の刑事裁判の傍聴と違うのは，刑事事件では全てを公開して事実を明らかにするが，少年事件は非公開であり，被害者傍聴は被害者が少年に対してどう向かうか，どのような働きかけをするかが少年の育成に重要なことがあるという点にある。ただし，傍聴に当たっては少年の更生を損なわないように配慮すべきである。

- 非行少年の親への対応も重要なのではないか。親はなかなか変わらない。背景に経済的な問題もあろう。子供が鑑別所に入って親が危機感を持てばよいが，親も非行を繰り返す少年であれば，慣れてしまうようなこともあるのではないか。
- 被害者傍聴制度については，問題がないこともない。成人事件の法廷では，検察官と弁護士が意見をたたかわせ，どちらが正しいかを公正に決める場となっているが，少年法は職権主義という考えがあり，審判官（裁判官）が導いていくという手続である。少年法の目的は，少年の健全な育成であり，保護主義というか行政的側面が強いものである。戦前には行政官が行っていたということもあるようだ。審判官（裁判官）は審判を通して少年を健全な育成に導くのであるが，そこに傍聴人が入るといことがはたして少年の健全な育成にとってよいのかとい

う疑問がある。本来は審判官と少年が1対1で向き合うことが理想ではないか。審判では少年の生い立ちや学校の成績などプライバシーに関する事項も目に触れることになる。確かに被害者の苦しみを知ることができるが、傍聴自体が少年にとってプラスになるということではなく、少年のための制度ではないと思う。

- 制度の問題として、被害者の地位を向上させるという観点があるのではないか。被害者傍聴制度を取り入れることについてはやむを得ないと思われる。被害者の声は無視できない。被害者の権利として確立されてきている。ただ、まだ馴染んでないということではないか。
- 被害者の権利の確立と少年の教育の折り合いを付けるのが難しい。ただし、この二つの価値観を結びつけていくことが審判官に課せられた使命と思われる。少年が更生することについて、被害者と向き合う努力が必要な場合もある。少年事件において、被害調査についてこれをどう活かすかについては、裁判所ではある程度の蓄積もある。更生のためにより方向につなげていくべきと考える。再犯防止という観点からみれば、少年の教育と被害者傍聴の目的とで共有できる部分があるのではないか。
- 賛否いずれの考えも分かる。ただ少年が被害者の生の声を聞く、あるいは文書を見ることによって反省を促す効果はある。裁判所としては制度の運用の仕方について、よく検討していかなければならないと思う。
- 地域でどのように子供を育てていくかという観点もあるのではないか。学校生活や子供会での活動を通じて子供を見るが、素直でよい子供も多い。どうして非行に走ってしまうのか。共通した要因があるのか。
- ボランティア活動という制度があり、例えば、非行を犯した少年が、お年寄りの世話をすると、そのお年寄りから感謝される。そのようなことにやりがいを感じる。また、短期補導委託という制度があるが、委託先での活動を通じて福祉の気持ちに目覚め、介護福祉士を目指すという少年もいる。
- 皆、本質的には同じということではないだろうか。ある組織に入ってくるとき

は皆よい子だが、色々な人間に変わってしまう。

- どのようにして歯止めがかかるのか。やはり家族，社会とのつながりが歯止めになるのではないかと思う。ただし，家族自体が社会から孤立してしまうと価値観が異なる家族になってしまう。そのような問題もあるのではないか。

以 上